

## 香川県条例第31号

### 香川県情報公開条例の一部を改正する条例

香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
(公開の実施) 第16条 略	(公開の実施) 第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る行政文書を公開しなければならない。 2 行政文書の公開は、文書、図画又は写真について閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別表第1に掲げる方法により行う。 3・4 略						
(手数料) 第17条 略	(手数料) 第17条 前条第1項の規定により実施機関が行う行政文書の公開を受けるものは、別表第2に掲げる額の手数料を県に納入しなければならない。ただし、公益のため必要があるものとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、これを減免することができる。 2～4 略						
別表第1（第16条関係） 略	別表第1（第16条関係） <table border="1"><thead><tr><th>電磁的記録の種類</th><th>公開の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録</td><td>紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧 若しくは写しの交付又は規則で定める方法</td></tr><tr><td>2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録</td><td>視聴その他知事が定める方法</td></tr></tbody></table>	電磁的記録の種類	公開の方法	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧 若しくは写しの交付又は規則で定める方法	2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴その他知事が定める方法
電磁的記録の種類	公開の方法						
1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧 若しくは写しの交付又は規則で定める方法						
2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴その他知事が定める方法						
別表第2（第17条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead></table>	区分	金額	別表第2（第17条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead></table>	区分	金額		
区分	金額						
区分	金額						

<u>1</u> 写しの交付を受ける場合	1枚につき10円（規則で定める場合にあっては、規則で定める額）	<u>1</u> 閲覧する場合	1件の行政文書につき 200円
<u>2</u> 別表第1の1の項の規則で定める方法の場合	1,000円以内で規則で定める額	<u>2</u> 写しの交付を受ける場合	1件の行政文書につき 200円に写し1枚につき10円（規則で定める場合にあっては、規則で定める額）を加えた額
<u>3</u> 略		<u>3</u> 視聴する場合	1巻又は1枚につき 200円
		<u>4</u> 別表第1の1の項の規則で定める方法の場合	1件の行政文書につき 200円に1,000円以内で規則で定める額を加えた額
		<u>5</u> 略	

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

備考

- 1 この表において「1件」とは、事案決定手続等を一にするものをいう。
- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る行政文書の写しの交付を受ける場合又は当該行政文書の公開を別表第1の1の項の規則で定める方法により受ける場合の手数料は、写しの交付を受ける場合又は同項の規則で定める方法により公開を受ける場合の手数料によるものとする。
- 3 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされた香川県情報公開条例第5条の規定による公開の請求について適用し、同日前にされた同条の規定による公開の請求については、なお従前の例による。